

平成18年3月31日

斑鳩町長 小城 利重 様

斑鳩町財政健全化検討住民会議

会長 桐山 謙一

斑鳩町財政健全化検討住民会議の最終報告について

昨年7月21日に本会議を発足し、これまで斑鳩町の財政健全化に向けて慎重に議論を重ねて参りました。

その結果、斑鳩町の財政運営の基本方針や改善方策について、最終報告をとりまとめましたので報告します。

町におかれては、財政健全化に向けて早期に財政健全化計画を策定され、歳入規模に見合った財政構造への転換を図り、弾力的で安定した財政基盤の確立に向けて努力されることを期待します。

斑鳩町財政健全化に向けて
最終報告書

平成18年3月31日

斑鳩町財政健全化検討住民会議

目 次

I	はじめに	1
II	財政運営の現況と財政見通し	3
1	歳入の状況	3
2	歳出の状況	4
3	町債及び基金の状況	4
4	斑鳩町の財政見通し	5
III	基本方針－10年後の経常収支比率を90%に－	8
IV	個別方針	10
1	歳入の確保	10
2	歳出の大幅カット	13
V	おわりに	25
	参考資料	26

斑鳩町財政健全化検討住民会議委員

- | | | |
|-----|---------|---------------------|
| 会 長 | 桐 山 謙 一 | (みずほ信託銀行大阪支店特別顧問) |
| 副会長 | 吉 川 喜巳雄 | (斑鳩町行政改革推進委員会会長) |
| 委 員 | 平 林 威久子 | (斑鳩町行政改革推進委員会委員) |
| 委 員 | 福 井 方 子 | (斑鳩町行政改革推進委員会委員) |
| 委 員 | 吉 田 建四郎 | (斑鳩町行政改革推進委員会委員) |
| 委 員 | 古 川 勇 一 | (斑鳩生コンクリート工業(株)取締役) |
| 委 員 | 三 浦 晴 彦 | (奈良産業大学経済学部助教授) |
| 委 員 | 城 崎 淑 子 | (住民公募) |
| 委 員 | 秦 嘉 広 | (住民公募) |

I はじめに

本会議は、斑鳩町の財政の健全化を図り、将来に渡る持続可能な財政構造の確立を目指して、今後の財政運営の方向性と個別事業のあり方や改善方策、行政が行うべき住民サービスの範囲等について、町民の視点にたった提言を行うため設置されました。平成17年7月21日に第1回目の会議を開催し、以来これまで10回の会議と中間報告及び最終報告起草のための小委員会を3回、また、新しい税財源を考える小委員会1回を開催するとともに、法定外税の勉強会やJR法隆寺駅周辺整備事業の現地調査も行い、精力的に協議を重ねてきました。この間、町より財政健全化を進めるにあたっての課題やその対応の方向についての説明聴取を行いながら、行財政運営全般にわたり慎重に協議を進めてきました。

斑鳩町におかれては、これまで行財政改革に積極的に取り組まれ、現在、第3次行政改革大綱に基づき行政機構等の見直しなどに取り組まれているところです。しかし、少子高齢化や長引く景気の低迷、「三位一体の改革」などの地方財政制度が大きく変わろうとしているなかであって、非常に厳しい局面を迎えつつある当町の財政状況を考えますと、行財政改革は一刻の猶予も許されない状況にあります。

そのため、当町の財政健全化に向けて、来年度予算に反映できるものから実行に移され、早期に歳入規模に見合った財政構造への転換を図り、弾力的で安定した財政基盤の確立に向けて努力されることを期待し、昨年10月、それまでの協議においてとりまとめた財政健全化への基本方針及び改善方策等について、中間報告として提言を行ったところです。

この最終報告は、この中間報告を踏まえ、更に今後の大型建設事業等のあり方や新しい税財源の確保などについて協議を行い、最終の提言をまとめたものです。

かつてない非常に厳しい財政事情のなかでは、行政のみならず町民にも少なからず痛みを伴うものであり、財政健全化を進めていくにあたっては、町民の生活への影響を十分配慮するとともに、町民への情報公開を積極的に行い、町民の理解と協力を得て、町民の立場にたった改革としていくことが重要です。そのためには、まず、行政、町議会が強い意

志をもって、自主的、自律的に自ら痛みを伴う改革を断行していかなければならないと考えます。町におかれては、このことにも十分配慮されたいと、積極的に改革を進めていただくよう要請いたします。

Ⅱ 財政運営の現況と財政見通し

1 歳入の状況

長引く景気の低迷の影響を受け、町の中心的な財源である町税は、平成9年度の33億3千万円をピークに年々減少を続け、平成16年度では5億3千万円減少の28億円にまで落ち込んでいます。特に町民税は景気の動向に著しく影響され、平成16年度の町民税は平成の時代に入って過去最低を記録しています。今後も少子高齢化が進むにつれ税収は減少傾向が続くものと予想されます。

また、地方交付税、国庫補助負担金については、景気の低迷と国の三位一体の改革により、地方交付税では平成12年度の29億7千万円から減少傾向が続き、平成16年度は23億5千万円となっています。最近、国と地方の協議の結果、「地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する」(「骨太の方針2004」)こととされ、平成17年度の普通交付税は、前年度に比較し微増となったものの、国税収入の減少により国は地方交付税として交付すべき総額の財源確保が困難になってきており、さらに今後も制度の見直しが進められることから、地方交付税は抑制または減少傾向にあると見込まれます。国庫補助負担金についても、国の三位一体改革のなかでその削減が掲げられ、多くの補助負担金が廃止または縮減されています。

一方、地方交付税財源を確保するために臨時財政対策債や、恒久減税にともなう財源不足を補うために減税補てん債など、国の政策により発行される地方債の額が大きくなっています。また、国庫補助負担金の削減にともない本格的税源委譲までの暫定な財源措置として交付される所得譲与税などが創設されたものの、他の地方消費税交付金や利子割交付金などの国税、県税を原資とする各種交付金については、今後も景気低迷などの影響から横ばい程度と見込まれ、増加は期待できない状況となっています。

2 歳出の状況

特別職・職員の給与等の人件費は、毎年行われる給与改定や退職した職員の補充を臨時職員の雇用で対応してきたことにより平成11年度以降減少傾向にあります。

また、借り入れた地方債（町債）の返済である公債費についても平成12年度をピークに平成13年度以降は減少しています。

しかし一方では、医療費助成や児童手当などの扶助費は、少子高齢化の進展にともなう福祉施策の充実や身体障害者福祉制度の大きな改正などにより、増加の一途をたどり、平成元年度では1億円であった扶助費は、平成16年度には約4倍の4億4千万円となっています。

また、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金は、高齢化が進むにつれ増加を続けており、下水道事業特別会計への繰出金についても、下水道整備が進むにつれ増加しています。繰出金全体では、平成元年度には8千万円であったのに対し、平成16年度には約1.1倍の8億5千万円にまで増加し、今後も増加傾向にあります。

3 町債及び基金の状況

(1) 町債の状況

普通会計の町債（債務）残高は、平成9年度末の124億7千万円をピークに以降は減少し、平成16年度末には88億円となっています。これを町民1人あたりで見ますと、平成9年度末では42万9,224円で、平成16年度末では30万7,656円となっています。

この町債残高のうち、国がその償還財源の全額を地方交付税で交付する減税補てん債や臨時財政特例債などの国の施策にともなう特例地方債は、平成9年度10億4千万円、平成16年度27億6千万円で、これを除く実質的な債務である建設事業債は、平成9年度の114億3千万円から平成16年度60億4千万円と大きく減少をしています。

このことは、後年度事業として法隆寺駅周辺整備事業や都市計画道路法隆寺線などの立ち遅れた都市基盤整備事業を進めるため、繰

上償還等の町債残高の抑制に努められた結果ですが、今後はこれらの事業実施により再び町債残高は増加することになります。

また、下水道事業特別会計の債務残高は、平成16年度末で53億1千万円となっており、今後も事業を進めていくことにより残高が増加することが見込まれています。

(2) 基金の状況

町の貯金である基金は、将来の財政需要に備えて財源の積立てを行ったり、都市計画事業などの特定の目的の財源に充てるために積立てられたものでありますが、平成16年度の基金残高は、平成9年度の33億円をピークに減少傾向にあり、平成16年度では30億5千万円となっています。

今後は、法隆寺駅周辺整備事業や下水道整備事業の財源として充てるため、公共施設整備基金、都市計画事業整備基金の取崩しが予定されており、基金残高は減少していくことが見込まれます。

4 斑鳩町の財政見通し

現在の行政サービス水準を維持し、特段の財政健全化方策をとらずに財政運営を進めた場合、中長期的な財政見通しは参考資料のとおりとなります。

少子高齢化、景気低迷による大幅な税収入の減少、三位一体改革にもなう税源委譲、国庫補助負担金の廃止・縮減等や地方交付税の制度改革など、国と地方を通じた財政の現状は大きく変わろうとしています。また、竹中総務大臣の私的懇談会である「地方分権21世紀ビジョン懇談会」において、財政運営に行き詰まった自治体の破綻法制の整備について議論され、国による是正措置などの関与とともに、破綻した場合の首長、議会、自治体職員のみならず住民にまで及ぶ責任のあり方が問われようとしています。このようななかで、全国の市町村は、これまで経験したことの無い非常に厳しい状況を迎えようとしています。

このような状況は斑鳩町も例外ではなく、主たる財源である町税収入は減少し、平成27年度には24億2千万円にまで落ち込むことが見込ま

れています。一方、歳出では下水道事業が進むにつれ繰出金の増加などにより、毎年度多額の財源不足が生じることが見込まれます。このため、基金の取崩しで赤字補てんを続けることにより、平成27年度には基金残高が2億8千万円にまで減少することが見込まれます。

一方、町債残高は、臨時財政特例債などの特例地方債の増加と法隆寺駅周辺整備事業等の実施により建設事業債の増加が見込まれ、平成17年度末見込みで特例地方債36億円、建設事業債54億5千万円の合計90億5千万円が、平成27年度では、特例地方債55億3千万円、建設事業債76億2千万円、合計131億5千万円になると見込まれます。これを町民1人あたりで見ますと、平成17年度末で31万6,647円が、平成27年度には、人口の減少も手伝って47万475円にまで増加する見込みです。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率^{*1}は、特に町税収入の減少と繰出金の増加により、平成17年度以降増減はあるものの概ね90%台を維持し、平成27年度では98.9%となることを見込まれています。このことは、財政が著しく硬直し、建設事業などに使用できる財源が少なくなっていることを示しています。

※1 経常収支比率

財政構造の弾力性、柔軟性を示す財政指標で、人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することの困難な義務的性格の強い経常的経費に、町税、地方交付税、地方譲与税等を中心とする経常一般財源がどの程度充てられているか、その比率によって財政の弾力性を測定する指標。一般的には、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

また、財政力の強弱を示す財政力指数^{*2}は、平成17年度では0.555ですが、町税収入の減少を反映して、平成27年度には0.542となり、0.013ポイントの減少が見込まれます。

※2 財政力指数

財政力の強弱を示す指標で、この指標が1に近いほど財政力が強いといえます。1を超えると、財源に余裕があるということで、普通交付税が国から交付されなくなります。

地方公共団体が適切な水準の行政活動を行うために最小限必要な財政需要（一般財源）を示す「基準財政需要額」に対する、標準的に収入される税収入のうち、75%相当額の「基準財政収入額」の割合として表されます。

また、公債費の負担の状況を示す公債費比率^{※3}は、平成17年度では21.0%（平成15年度奈良県市町村平均19.5%）であり、公債費比率と同様に公債費の負担の状況を示す起債制限比率^{※4}は平成17年度10.6%（平成16年度奈良県市町村平均12.9%）となっています。

健全な財政を維持していくため、公債費比率、起債制限比率を増加させない努力が必要です。

※3 公債費比率

地方公共団体の具体的な公債費負担の状況を知る指標。一般財源総額に占める公債費に充当した一般財源の割合で表されます。

※4 起債制限比率

公債費比率と同様に公債費負担の状況を知るための指標であり、公債費増大の歯止めの措置として、起債制限比率が20%を超えた場合には一定の事業に係る地方債の発行が制限されます。

Ⅲ 基本方針

－ 10年後に経常収支比率を90%に －

地方財政を取り巻く環境は非常に厳しく、長引く景気の低迷により今後も税収入の早急な改善は期待できない状況にあります。このような状況下にあっても、町行政は時代の変化に応じて、町民の様々なニーズに応える的確な行政サービスを提供していくことが求められています。

斑鳩町の財政の現状と将来見通しをみますと、歳入は減少し歳出が増加するという傾向にあり、歳入歳出の均衡を欠きつつあります。このようななかでは、新たな財政需要に対応していくことが困難となることはもとより、斑鳩町の財政そのものが持続できない状況に陥ることが容易に予想されます。今後、安定した行政サービスを維持し、さらなるサービスの向上を目指すためには、持続可能な財政の確立を図り、財政運営の改善をしていくことが必要となります。

このため、現在の低成長時代に合った財政構造への転換を図らなければなりません。歳入を最大限確保する努力も当然のことですが、確保できる歳入規模に見合った歳出となるような財政運営の構造に変えることが必要です。これが今後の財政運営の大原則になっていくものと考えます。

本会議においては、このような財政構造への転換を図るための数値目標を設定することが特に必要であると考え、経常収支比率に着眼しました。経常収支比率は、財政の弾力性を示す数値ですが、健全財政の目安となる80%を達成するには、現在の経済情勢のなかでは非常に厳しく、かえって町民サービスの著しい低下を招くおそれがあります。そうしたことから、町民サービスや町民生活に密着した特に必要な事業が持続可能となるようにと考えるなかで、財政健全化の目安を経常収支比率90%とし、歳入の確保と歳出の削減、財政力指数の向上や町債残高の抑制を図ることにより、10年後(平成27年度)の経常収支比率を90%までに抑制することを目標としました。

平成27年度の経常一般財源は53億7千万円、経常経費充当一般財源は53億1千万円、経常収支比率は98.9%となっています。これを

目標の90%まで抑制しようとするれば、経常経費充当一般財源を48億3千万円に減らす必要があり、目標達成のために必要な収支改善額は、約4億9千万円となります。

財政の健全化のためには、行政のみならず町民にも痛みを分かちあっていたるかなければならないことも否めませんが、町民が安心して健やかに暮らせるまちづくりを最優先に考え、聖域を設けず、町民の視点に立って、以上の基本方針を踏まえて、あらゆる行政分野にわたり財政健全化のための方策を検討しました。

IV 個別方針

1 歳入の確保

(1) 受益者負担の適正化

・使用料・手数料等を平均10～20%アップ

受益者負担というのは、受益と負担が明確に対応するサービスである町の施設利用や事務処理等について、町民の公平な負担をしていただくものです。このような使用料等は、経済情勢の変化などに応じて、適正な受益者負担をしていただく必要があります。町民負担の公平性を確保するためにも使用料・手数料等の見直しに努めていただきたいと思います。

町より提出された資料の施設別行政コスト計算書を見ますと、施設によっては利用者負担が少なく町民負担が大きくなっているものも見られ、全体として使用料等の収入とコストとの間に大幅な差が見られます。例えば、平成16年度における火葬場の収支をみますと、2,185万円の経費がかかっているのに対して、使用料収入は341万円であり、受益者の負担割合は15.6%となっています。また、長年据え置かれているものなどが存在することから、町財政の負担が重くなっていると思われます。施設の公益性等を考え合わせましても、町民負担の公平性の観点からは、受益者とそうでない町民の間で負担の公平について問題があるのではないかと考えられます。

また、住民票や印鑑証明などの各種証明等の手数料は、近隣町村との比較なども行い、適正化に努めていただきたいと思います。

本会議としては、以上のことから使用料・手数料等については、平均10%から20%増程度の改定を行っていただきたいと思います。

〔平成27年度目標改善額 28百万円〕

(2) 滞納税額の確保

・滞納税額の積極的な確保

町税は斑鳩町の歳入の中心であり、この収入を確保することは非常に重要となります。

特に、平成15年度において未収入となり16年度に繰り越された町税の滞納額は、2億7千万円となっており、町民間の公平性を確保する観点から、税の滞納や料金の未払いに対しては厳正に対処していただき、それらを速やかに解消していくことが必要です。

町におかれても、これまで積極的に対応されてきたこととは思いますが、納税意識の向上、組織体制、強制執行などのあらゆる面から、さらなる収収確保に努め、滞納繰越分については、過去実績の平均収納率にさらに5%を上乗せした収納率を目標に努力していただきたいと考えます。

〔滞納繰越分の収納率5%増による増収額 13百万円〕

(3) 遊休土地の売却

・遊休土地の売却処分

町が保有する土地については、財産の有効活用を図り維持管理経費の削減を図る観点から、将来における活用の可能性について、それぞれ利用計画や実態をよく精査して、未利用地や不要と判断した財産については、売却可能なものから優先的に処分していただきたいと考えます。

《参考 遊休土地の推定評価額 457百万円》

(4) 新税財源の検討

・新税財源の検討

地方分権時代を迎えて、市町村が自主的に課税する権利が拡大してきています。全国でも環境にかかる税や遊魚税など、積極的に導入されている市町村が増えています。当町におかれても、幅広い観点から研究をしていただきたいと考えます。

本会議においても、税の専門家をお招きしてご講義いただき、ご意見もいただくなかで、新たな税財源の導入の必要性や可能性などの検討してまいりました。また、新しい税財源のみならず、歳入増を図る観点からその他の財源にも注目し、議論を重ねてまいりました。

まず、新税財源は、歳出の徹底した見直しと既存の歳入項目の精査（受益と負担の一致の徹底）を行った上で、導入されることが大前提になると考えます。そのうえで、斑鳩町としても新たな自主財源を持たなければ、将来の財源不足は明らかであり、新税財源の検討にあたっては、町民の負担の程度、公平性に配慮したうえで、新たな税の検討とともにその税源の涵養という広い視野で検討を行いました。

また、新税財源は、斑鳩町の基本方針を世界遺産である法隆寺を中心とした観光町として、町のこれまでの取組みをさらに進め、限られた財源を観光施策に重点的に充当するために活用されなければならないと思います。

まず、法定外税については、全国各地で導入が進んでいますが、これらの先行事例について学び、各々の事例が斑鳩町に適用できるかどうかについて検討を加えましたが、いずれについても、税の公平性や徴税コスト等に課題が残り、これらの先行事例にみられる法定外税を早期に導入することは困難であると考えます。町におかれては、継続的に先進事例の調査研究をされ、絶えず法定外税の検討を続けていただきたいと思います。

先に述べましたように、斑鳩町は世界遺産を有する町として、観光施策を積極的かつ重点的に進めることが、歴史と文化を大切にし、貴重な遺産を次の世代に伝え、豊かな郷土づくりを行う上で重要かつ必要な施策ですが、現下の財政事情にあっては、財源の裏付けなしには積極的な施策展開が困難です。

そこで、本会議として、「(仮称)斑鳩町歴史・文化基金」の創設を提言します。町民、来訪者、法人、寺院など広く協力を呼びかけ、様々な手法で寄付を募り、「(仮称)斑鳩町歴史・文化基金」の醸成を行い、可能ならば、寄付金控除などの税優遇も検討していただき

たいと思います。その用途については、観光環境整備（遊歩道、標識、案内板など）等の観光振興の推進に必要な事業に充てるものとしてします。

また、新たな税源としてペット税を考えるほか、税源の涵養を図るため、観光資源づくりとして、町の「特産品づくり」や「菜の花プロジェクト」など町民主導の取組みも積極的に推進していただきたいと思います。

なお、固定資産税、都市計画税の税率改正など現行税制の枠内での税収増については、本会議として否定するものではありませんが、歳出の徹底した見直しと既存の歳入の精査を行った上で行われることが肝要であり、同時に町民の十分な理解を得ることが必要不可欠であると考えます。

また、税財源にかかわらず、その他の財源の確保についても、研究、検討を進めていただきたいと考えます。例をあげますと、里道や水路の法定外公共物が平成17年4月より国から町に委譲を受けていますが、現在はこれの占用にかかる占用料が徴収されていない状況にあり、町におかれては、占用者の把握に努めておられると聞いていますが、受益者負担の原則にたって、できるだけ早期に占用料の徴収に努めていただきたいと思います。

2 歳出の大幅カット

(1) 人件費の大幅削減

① 基本方針

- ・分権時代に対応した迅速な意思決定と業務に応じた多様な執行体制をとりうる組織への改組
- ・職員の能力開発と意欲向上を図り、組織成果向上に寄与しうる人事評価制度の導入
- ・5年間程度で職員数を10%削減、計画的な定員管理の実施

人件費については、これまで、職員数の削減や特別職・管理職等の給与等の削減の取組みがなされてきました。また、人事院は、こ

れまで概ね6年連続の年間給与のマイナスを勧告し、長引く景気の低迷を反映して公務員にも厳しい状況が続いています。斑鳩町においても、人事院勧告に準じて給与改定が行われているところです。しかし、今回、町民にも痛みをともなう財政改革を進めなければならないなかにおいて、特別職、職員等しく収支改善効果のある人件費削減に取り組む必要があります。

民間企業においては、景気の低迷が続くなかりストラが進められ、人件費の抑制や人員整理がされているところが多くあります。このような民間の事情を考えれば、公務員は恵まれていると感じる人も少なくありません。今後、財政改革を進めていくうえで、町民にも痛みをともなうことになれば、公務員自らが給与の抑制等を行うなど、大いなる危機感を持って臨まれることが期待されます。

もちろん、公務員はその身分、給与等が条例等に基づき定められ、正当な手続きを経て整備された制度であり、また、ストライキ権などが保証されない代償として人事院勧告などがあることは十分理解しています。しかし、昨今の社会情勢下においては、住民感情として先に述べた考え方もあることを認識しておくことも必要であると考えます。

人件費の削減にあたっては、職員数と給与・報酬の二面から考えなければなりません。本会議では、まず、職員数の削減が優先すべき課題であるとの認識にたち、基本方針として、向こう5年間程度で職員数を10%削減していただきたいと考えます。

職員数の削減にあたっては、組織機構を見直すなど、計画的な定員管理計画を策定し、職員の世代構成にも配慮した職員雇用の方針を持っていただきたいと考えます。

また、単に職員数を削減することは困難であるので、指定管理者制度の積極的な活用や外部委託を図るとともに、ITの推進、共通事務の一括処理や広域処理などにより、事務の効率化を図ることが必要です。特に、民間の活力とノウハウを積極的に活用するとともに、行政と住民の役割分担の見直しなどを積極的に進めていくことが重要であると考えます。

加えて、常に業務量に見合った適正な人員配置に心がけられると

ともに、地方分権時代に対応した迅速な意思決定と業務に応じた多様な執行体制をとりうる組織への改組を進めていただきたいと思います。

また、職員の能力開発と意欲向上を図り、併せて職員の能力と実績を適正に評価する人事評価制度を導入し、職員がより効率的かつ機能的に事務処理ができる簡素な組織体制としていただきたいと思います。なお、今年度に出された人事院勧告での改善事項の一つとして、勤務実績の給与への反映が求められているところであり、この人事評価制度については速やかに導入されることを期待します。

〔職員数10%削減による平成27年度目標影響額 90百万円〕

〔※さらに27年度まで職員数削減を継続した場合 246百万円〕

② 具体策

給与報酬等の見直し、削減をするにあたっては、職員給与や諸手当、特別職や議員等の報酬などが妥当であることを町民に説明できることが重要であり、常にそのことを念頭において行うべきであると思います。また、それと併せて、現在の社会情勢や近隣の状況を見るなかで見直しをすべきものと考えます。

また、財政の健全化という目標達成にあたっては、行政は町民に対するサービス水準の維持・向上に最大限の努力を払うべきことは当然のことではありますが、一方で既存の諸施策を見直すなかで、町民の利便性が全体として低下し、町民に痛みが及ぶことも否めません。町民の理解を得るためには、町長等特別職、町職員、非常勤特別職、町議会議員の皆さんが公平に痛みを分かちあうことが最も重要であると考えます。

本会議においては、先に述べた基本方針を踏まえ、以上の観点から、また、具体策を次のとおり提言します。

(i) 常勤特別職給与のカット

- ・町長 給与を15%カット
- ・助役 給与を9%カット
- ・収入役・教育長 給与を7%カット

平成17年度において、常勤特別職である町長は10%、助役7%、収入役及び教育長は5%の暫定的な給与カットがなされているところですが、職員とのバランスを考慮し、町長は更に5%、助役、収入役、教育長は更に2%のカットの上乗せを行うことを提言します。

町長 10%→15%

助役 7%→9%

収入役・教育長 5%→7%

〔平成27年度目標改善額 4百万円〕

(ii) 常勤特別職の退職金のカット

・常勤特別職の退職金を給与に準じてカット

常勤特別職の退職金については、退職手当組合負担金の算定基礎額の引下げを行うことにより、給与に準じて引下げを行うこととし、町長15%、助役9%、収入役、教育長7%カットすることを提言します。

〔平成27年度目標改善額 0.7百万円〕

(iii) 収入役の廃止

・収入役を近く廃止

地方自治法が改正をされ、収入役についてはこれを置かずに町長または助役に兼務させることが可能となっています。組織機構の見直しと併せ、また任期等についても考慮して近く収入役を廃止することを提言します。

〔平成27年度目標改善額 1.4百万円〕

(iv) 職員給料の人事院勧告に準じた引下げ

・職員給料は人事院勧告に準じて改定（5年間で4.8%）

今年度に出された人事院勧告において、改善すべき事項として、地域別の官民格差の3年平均値を参考にして、平成22年度までの5年間で俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げることが掲げられています。このことから、職員給料については、人事院勧告に準じて引下げを提言します。

〔平成27年度目標改善額 62百万円〕

(v) 職員手当等の見直し

- ・ 特殊勤務手当の見直し
- ・ 調整手当を廃止し、地域手当は人事院勧告に準じて改定
- ・ 管理職手当は、現行の引下げを継続

し、平成18年度は1%、以後3%まで平成22年度までに段階的に引上げることを提言します。

特殊勤務手当については、制度本来の趣旨を踏まえ、業務の実態を精査のうえ見直しを行われるよう提言します。

管理職手当については、平成17年度において、部長職が13%から11%、課長職は10%から9%に引下げられているところですが、この措置を継続されるよう提言します。

〔平成27年度目標改善額 1.6百万円〕

(vi) 非常勤特別職の報酬引下げ

- ・ 非常勤特別職の報酬を平均20%引下げ

県下他町の非常勤特別職の報酬をみますと、それぞれの町の人口規模や財政規模が大きいほど報酬額が大きくなる傾向が見受けられ、斑鳩町の非常勤特別職の報酬は、他町と比較して概ね高い額となっています。県下の町の報酬額の平均をみますと、月額報酬の委員では、概ね斑鳩町の61%から94%で、日額委員では、選挙関係の特別職はほぼ横並びとなっているものの、概ね51%から117%となっています。このような状況も踏まえ、特別職、職員の給与等の引下げとのバランスを考慮し、引下げることが妥当であると思わ

れますので、非常勤特別職の報酬は平均20%カットを提言します。

町におかれては、他町の報酬額等についても参考にされるとともに、それぞれの委員会等の実態を十分に精査され、報酬額の見直し、また、各種委員会の委員数の削減についても検討していただきたいと思っております。

〔平成27年度目標改善額 6百万円〕

(vii) 議員報酬のカット

・ 議員報酬を15%カット

現在、議会におかれても、議員定数の削減等や議員報酬の減額等について議論をされているところですが、本会議においては、議会は地方公共団体の長と地方自治法上対等の立場にあることも考慮し、人件費の大幅削減における基本方針を踏まえ、議員報酬は、町長の給与カットと同じく一律15%カットすることを提言します。

〔平成27年度目標改善額 8百万円〕

(viii) 議員定数の見直し

・ 議員定数を16人から10人に

地方自治法では、町村議会は4以内の常任委員会を置くことができるとされ、斑鳩町では3常任委員会が設置されています。この常任委員会を構成する委員数は、総務常任委員会が6名で他の常任委員会は5名となっています。常任委員会は、必ず置かなければならないものでもありませんが、その機能が議会の予備審査的な性格を有していること、行政の分野が広範多岐にわたり専門性を有していることから合理的かつ能率的に調査し審議するために認められたもので、1常任委員会当たりの委員数はともかく、この常任委員会制度を存続させることは必要ではないかと思われまます。

今回、町民全体にも痛みをともなう財政改革を進めるためには、町民、行政、議会が一体となって取り組むことが極めて重要であり、将来にわたる危機的な状況を回避し、収支改善効果のある改革が必

要不可欠であることから、議会においても積極的な改善策を講じることが必要であると考えます。このことから、本会議としては、常任委員会を2常任委員会に再編し、各構成委員数を5名～4名（議長を除く）とするか、あるいは3常任委員会制がどうしても必要なら1常任委員会の委員数を減らすなど、創意工夫して、新しい委員会審議のあり方を検討され、議員定数を10名とすることを提言します。

現在でも、実質、議員数は14名であり、それほど審議に大きな支障を来しているようには思えませんが、3月23日に決議された15名定数がどうしても必要であるという理由が理解できません。

今国会において、同一議員の複数常任委員会委員兼務を可能とする地方自治法の改正案が提出されており、6月18日までの会期中に成立することが見込まれています。斑鳩町を取り巻く厳しい財政事情、少子高齢化のなかでの人口の漸減の状況のなか、住民の意志に最も敏感であるべき議決機関こそ、大いなる減員方針を率先垂範すべきであり、民意を把握され来春の斑鳩町議会議員選挙までに、さらに、大いなる第2次減議員案が提出され、可決されることを強く期待しています。

〔平成27年度目標改善額 30百万円〕

（2）指定管理者制度及び包括的民間委託の積極的な導入

- ・水道事業については、3年以内に包括民間委託を導入
- ・老人憩の家、ふれあい交流センター、体育館等の指定管理者制度導入

行政による直接管理が望ましいものを除き、行政事務全般にわたり、職員数の抑制や民間の活用などを踏まえて、民間委託等をさらに推進していくべきであると考えます。

特に、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、公共施設の管理運営については、外郭団体などだけでなく民間会社やNPO法人もできるようになりました。

町におかれては、この指定管理者制度の積極的な活用を図り、経

営の視点を含めた管理運営方法に転換していただきたいと考えます。

なお、民間委託を推進するにあたっては、その対象事業や役割、維持管理経費など具体的な課題について検討されたうえで推進していただきたいと思います。また、町民サービスの向上や町民福祉の向上といった大きな視点から推進することが求められており、この点について十分留意していただきたいと思います。

本会議としては、短期的に実施すべきものとして、

- ・水道事業については、3年以内に包括的民間委託を導入

〔平成27年度目標改善額 15百万円〕

- ・老人憩の家、ふれあい交流センター、体育館等の指定管理者制度の導入

〔平成27年度目標改善額 8百万円〕

を提言します。

(3) 団体運営補助金のカット

- ・団体運営補助金を平均20%カット

各種団体については、第3次行政改革において、団体の自主性、自立性を尊重し、行政との新たな連携関係を築くため自立化を推進するとともに、この観点から、個々の補助金について、公平性、効率性、公正性の全体的な見直しが行われることになっています。

本会議においては、時間的制約もあり、個々の団体について補助金額等の検討をすることは非常に困難でありますので、基本目標達成のための収支改善効果を見出すため、団体運営補助金の平均20%カットを提言します。

〔平成27年度目標改善額 11百万円〕

(4) イベントの統廃合等による見直し

- ・イベント、大会、行事等の事業費総額を30%カット

町ではこれまで様々な行政目的を達成するため多くのイベント、大会、行事等が実施されています。今後、目的、事業効果等を十分精査のうえ、統廃合を進めていただきたいと思います。

本会議としては、基本目標達成のための収支改善効果を考え、事業費総額の30%カットを提言します。

〔平成27年度目標改善額 4百万円〕

(5) 大型建設事業の再検討

・基本方針を達成するため事業計画を見直し、公債費を縮減

本会議としては、建設事業については、将来の財政収支の均衡を図るため、原則として緊急不可欠なものを除き、凍結、先送り等の見直しを行い、効率的な事業計画にすべきとの観点にたつて、特に今後、10年間に計画されている（仮称）総合福祉会館建設事業、JR法隆寺駅前周辺整備事業、公営住宅整備事業、学校校舎耐震補強等事業などの大型建設事業について、殊にJR法隆寺駅周辺の整備については本町のまちづくりの根幹をなすものであり、現場視察も行いながら、慎重に協議を進めてまいりました。その結論として個別路線ごとに、その内容に検討を加え提言します。

① （仮称）総合福祉会館整備事業

施設機能のうち既に民間施設に委ねられるもの、また、図書室、福祉機器展示コーナーなど他に利用できる施設等、機能の縮小を計り、新たに地域包括支援事業の機能付加を合わせて検討され、また、徹底した運営経費の節減を提言します。

効率化により縮小された残余の用地及び福祉会館等の跡地については、将来の活用に備えていただきたいと思います。

② JR法隆寺駅前周辺整備事業

1号線

興留8丁目方面住宅団地に通じる最短距離の唯一の道路であるが、幅員狭隘であり拡幅整備が必要です。

2号線

駅南出口広場正面より直線南方向に全幅18mの道路を、かつて区画整理事業を導入し建設する前提であったが、地権者の意向

により断念されたが、道路計画のみ従前のまま実施されようとしている。しかし、現在その意義を失っており、巨額の税財源を投じ建設する公益性はないと思います。

その代案として、現在、県で進められている三代川改修計画と併せて、町道306号幅員5mを8mに拡幅することは容易であり、これを実施することにより通過交通の円滑化と歩行者の安全、地域の振興に大きく寄与できると思います。

4-1号線

町道306号線踏切直前に接道することになるので、車道とすることは歩行者の安全上問題があると思われますので、慎重に検討してください。歩道とした場合、残余の幅員用地を植樹緑地帯並びに駐輪場等併せて活用することを検討してください。

4-2号線

駅舎改良工事に伴う廃線用地であり、将来的には、駐輪場用地として活用していただきたいと思います。

これを町道とすることは、起終点の接道部分の交通安全と町道401号線の渋滞を招くことは必至です。そのうえで多額の公費を投入しても、公衆の利益、利便性は期待できないと思います。更には、隣接地に譲渡もしくは関係地権者による受益者負担道路とすることの是非についても検討してください。

5号線

駅北口商店街本通りで、主要町道307号線に接続する重要かつ緊急に整備を要する幹線道路です。

307号

町道307号は、駅周辺整備事業計画対象外となっていますが、本町町道のなかで最も交通量が多くかつ商店が連担する主要幹線です。しかし、拡幅整備をすることは極めて困難ですので、沿道電柱を除去し地下埋設することにより、現道の最大幅員を確保する改良を行っていただきたいと思います。

その他道路新設改良事業の今後の進め方

幹線道路に限定して事業を推進し、その他土地利用等地域一般要望道路については、受益者負担制を導入し、協議、協定に基づ

き進めるべきであると思います。

③ 公営住宅整備事業

住宅供給の環境が大きく改善されているなか、特に老朽化の著しい昭和28年から昭和32年にわたり建築された18戸の建替えが必要と思われます。

④ 学校校舎耐震補強等事業

天災は稀有な現象であり、国庫補助対象事業の条件となっているために、実例を考慮せず駆け込み的事業の拙速にならないよう、例えば低学年教室または体育館の補強に限定するなどの視点に立って精査検討していただきたいと思います。

むしろ、児童生徒の交通安全及び犯罪被害対策に公費を投入していただきたいと思います。

平成18年度から平成27年度にわたる10年間での中長期財政見通しにおける建設事業費の総額は149億7,900万円となっており、この事業別内訳は次のようになっています。

<普通建設事業の内訳>

(百万円)

事業名	事業費	事業名	事業費	
(仮称)総合福祉会館建設	1,720	道路新設改良	1,200	
J R 法隆寺駅周辺整備	3,291	法隆寺線整備	249	
内 訳	駅端上化・自由通路	840	公営住宅整備	1,915
	南口駅前広場整備	558	学校校舎耐震補強等	4,515
	1号線	523	藤ノ木古墳整備	294
	2号線	712	史跡中宮寺跡用地購入	66
	4-1号線	166	史跡中宮寺跡整備	899
	4-2号線	176	その他の事業	830
	5号線	316	合計	14,979

町におかれては、以上述べた事項に十分留意され、将来の財政収支の均衡を図るため、緊急不可欠なものを除き、事業費縮減、凍結、先送り等の見直しを行っていただきたいと思います。本会議としては、基本目標達成のための収支改善効果を考え、事業費総額の30%カットを提言します。

〔平成27年度目標改善額（公債費） 106百万円〕

※ 個別方針に掲げる各提言を実施したとき、平成27年度の収支改善額は、約5億5千万円となり、基本方針の目標である経常収支比率90%が達成可能となります。

V おわりに

一刻の猶予も許されない厳しい財政状況のなかで、かつ、弾力的な財政基盤を確立するためには、①納税者である町民、②町民の意志の十分な汲み上げと執行機関のチェック機能を果たす議決機関である町議会、③執行機関である町長を中心とする町役場の三者の各々が相当の痛みを分かち合うのは当然であり、止むを得ないところであります。我々住民会議の最終報告は、各々、三者の立場の改革に伴う、「止むを得ざる“痛み”を分かち合い、負担増を考えざるを得ない」ことこそ重要であると強調しているところであります。

したがって、今後、斑鳩町の財政事情や財政改革に至った経緯、さらにはこれからの財政健全化計画を実現するため、過去の計画に執着することなく大胆な発想により計画の見直しを行い、進捗状況などを、町民に十分説明し、町民の理解と協力を得ることが重要となります。

また、町職員におかれては、公務員に対して厳しい目が注がれている昨今の現状を謙虚に受け止め、職員一人一人が斑鳩町の財政状況を十分把握され、自らの問題として意識改革に努め、財政健全化に向けて取り組んでいかれるよう要望します。

斑鳩町におかれては、この提言を十分踏まえ、早急に財政健全化計画の策定に取り組み、財政健全化の方策を進めていただきますよう要請します。

追記

議会議員定数の削減について、当住民会議の提言と本町議会議員提案が著しく乖離している相違点について、別添のとおり公開質問状を委員連署をもって中西議会議長並びに里川議会運営委員会委員長あて、3月14日に提出しておりますことを申し添えます。

今後の財政見通し(中期財政見通し)

平成17年度からの10年間の一般会計について、平成17年度当初予算を基礎として、これまでの町の決算の動向等を参考に、一定の仮定のもとで試算したものです。

この財政見通しは、あくまでも現行制度や現在の施策を前提としています。

平成17年度中期財政見通し(17年度から27年度)

(単位:百万円)

区	分	H17当初	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
入	町 税	2,748	2,670	2,667	2,664	2,589	2,585	2,579	2,504	2,496	2,489	2,416
	地 方 交 付 税	2,258	2,272	2,194	2,004	2,030	2,076	2,113	2,204	2,250	2,199	2,282
	地方消費税交付金	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190
	使用料・手数料	319	275	274	272	271	270	268	267	265	263	261
	国・県支出金	862	885	1,135	850	1,065	987	1,012	821	550	950	627
	町 債	1,188	2,321	1,818	1,205	1,566	985	1,273	1,214	991	949	463
	その他の歳入	701	515	515	517	516	515	515	516	517	516	517
	歳入合計(A)	8,266	9,128	8,793	7,702	8,227	7,608	7,950	7,716	7,259	7,556	6,756
出	義務的経費	3,530	3,612	3,410	3,071	3,024	3,085	3,220	3,329	3,522	3,144	3,127
	人件費	1,685	1,736	1,719	1,706	1,699	1,698	1,687	1,665	1,642	1,620	1,606
	扶助費	468	487	487	486	486	485	483	481	479	477	475
	公債費	1,377	1,389	1,204	879	839	902	1,050	1,183	1,401	1,047	1,046
	投資的経費	1,786	2,821	2,467	1,392	2,173	1,261	1,606	1,213	450	1,276	320
	物件費	1,573	1,553	1,591	1,589	1,588	1,600	1,611	1,565	1,579	1,559	1,588
	補助費等	703	686	694	697	704	713	713	712	711	713	707
	繰出金	872	928	978	982	1,002	1,004	969	997	993	1,012	1,030
	その他の歳出	126	107	106	107	105	106	107	107	107	106	106
	歳出合計(B)	8,590	9,707	9,246	7,838	8,596	7,769	8,226	7,923	7,362	7,810	6,878
財源不足額(A)-(B)	▲ 324	▲ 579	▲ 453	▲ 136	▲ 369	▲ 161	▲ 276	▲ 207	▲ 103	▲ 254	▲ 122	
基金取崩充当額	324	579	453	136	369	161	276	207	103	254	122	
基金残高	2,722	2,143	1,690	1,554	1,185	1,024	748	541	438	184	62	
(参考)町民1人あたり額(円)	95,218	75,061	59,271	54,572	41,668	36,053	26,418	19,167	15,567	6,560	2,218	
町債残高	9,052	10,158	10,953	11,467	12,390	12,684	13,123	13,381	13,203	13,333	12,985	
(参考)町民1人あたり額(円)	316,647	355,797	384,141	402,690	435,669	446,573	463,481	474,083	469,256	475,381	464,430	
(参考)人口予測	28,587	28,550	28,513	28,476	28,439	28,403	28,314	28,225	28,136	28,047	27,959	

財政指標の推移

区 分	H17当初	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
公債費比率	21.0%	21.2%	17.1%	10.9%	9.6%	10.3%	10.2%	10.7%	11.3%	13.4%	12.8%
起債制限比率	10.6%	11.4%	11.6%	10.6%	8.8%	8.0%	7.9%	8.2%	8.4%	9.5%	10.3%
経常収支比率	98.7%	100.5%	99.7%	96.8%	96.9%	97.7%	95.1%	93.5%	91.3%	98.9%	98.9%